



# レンタル商品貸出依頼書

JTC Auto Tools 株式会社

〒745-0802

山口県周南市大字栗屋332番地4

E'M : info@jtcautotools.co.jp

FAX : 0834-36-0010

いつもお世話になっております。

御依頼頂きました JTC6856R スモークリークテスター レンタル商品貸出の件につきまして  
下記の貸出条件及び利用規約を御確認頂き、下記の内容で宜しければ、発送先、連絡先、御担当者等を  
明記頂き、FAXかメールにて御返信下さい。

※デモ機貸出にあたりまして※

デモ機の貸出料は￥10,000 となります。往復送料はお客様負担でお願い致します。

ご返送の際は当社宛に元払いにてご返送下さい。

貸出機は返却期日を明記した伝票にて出荷致します。

返却期日を過ぎてもご返却頂けない場合、週単位で￥10,000 ご請求させて頂きます。

または再販出来ない状態での返却の場合は起伝させて頂きますのでご注意下さい。

貸出期間は発送から返却までで 2 週間となります。

貸出条件及び利用規約を十分にご確認の上、宜しければ下記にチェックを頂き  
送り先等の情報をご明記下さい。宜しく御願い致します。

貸出条件に同意しました。

〒

〒

販売店様名

使用者様名  
(直送先)

住所

住所

電話番号

電話番号

御担当者名

御担当者名

# 利用規約

## 【レンタル契約の成立】

お客様は、本レンタル規約を承諾の上、JTC Auto tools 株式会社にレンタル契約の申し込みをするものとします。

お客様からのお申し込み内容を当社が適当と認め、当社がお客様に承諾の意思表示を行った時にお客様と当社のレンタル契約が成立します。

また、利用をお断りした際に理由を説明する義務を当社は負わないものとします。

## 【レンタル期間】

レンタル期間は1週間となります（合意により延長をすることは可能です）。

但し、最長2週間までと致します。

レンタル商品がお客様に納入された日から、契約書で定める返却日までがレンタル期間となります。

## 【レンタル商品の使用管理責任】

お客様は、善良なる管理者の注意義務をもってレンタル商品の使用・管理を行うものとします。

また、お客様は商品本来の用法・能力に従ってこれを使用するものとします。

これらに反した使用・管理により、お客様や第三者に損害が生じた場合には、

お客様の責任においてこれを処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 【お客様の報告義務】

商品に構造上の欠陥がある場合・レンタル商品の破損、滅失、その他効用の喪失・レンタル商品の延長利用のご連絡・盗難、紛失・氏名、商号、住所、連絡先電話番号に変更があった場合・第三者が、差し押さえ、仮差し押さえ、または権利主張をする恐れがある場合は必ず弊社まで報告してください。

## 【お届け後不具合等の保証につきまして】

当社は、レンタル期間中にレンタル商品がお客様の責任でない事由により故障・破損・滅失した場合、速やかに修理するか代替品の納入を行います。

代替品がご用意できない場合や商品の不具合によりお客様のご使用目的を達成できなかった場合には契約のレンタル料金のご返金をもって一切の責任を免れるものといたします。

## 【レンタル商品の故障・破損・滅失等】

当社は、レンタル期間中にレンタル商品がお客様の責任でない事由により故障・破損・滅失した場合、速やかに修理するか代替品の納入を行います。

お客様に責任がある事由によりレンタル商品が故障・破損・滅失した場合は修理代金を頂きます。

また、お客様の責任がある事由（盗難・火災を含む）によりレンタル商品が滅失あるいはその効用を喪失した場合は、レンタル期間中のレンタル料全額に加え、

損害賠償として当社が定めた基準により算出したその商品の代金を頂きます。

## 【レンタル商品の災害・事故等の弁償金について】

商品がお客様に責任の無い事由により災害・事故等のために、使用不能となった場合にはお客様に盗難届または被災証明をご提示頂きます。

当社が保険給付を受けた場合には、保険給付を受けた限度で賠償金の請求を致しません。

但し、天災（地震・雷・台風・洪水等）により商品が使用不能になった場合、無償での代替品の提供・修理は出来かねます。

お客様の不注意による商品破損・滅失、天災で商品が使用不能になった場合のレンタル料金の返金は致しません。

また、商品引渡し後に生じた事故（落下・漏水・漏電等）処理にかかる費用を弊社は一切負担致しません。

## 【禁止事項】

お客様は、レンタル商品を第三者に使用させる行為、譲渡、質入れ、転貸、占有、移転等の処分をしてはいけません。  
また商品の改造、改裝をしてはいけません。

## 【消耗品の費用負担】

レンタル期間中におけるレンタル商品の維持管理にかかる消耗品の費用はお客様の負担となります。

## 【納品予定日までのキャンセル】

お客様はレンタル契約成立後、レンタル商品の納品予定日までの間、下記のキャンセル料金のお支払いをもって契約をキャンセルすることができます。

- ・発送予定日の2日前までのキャンセル→無料
- ・発送予定日の前日のキャンセル→レンタル料金の50%
- ・発送予定日当日（但し、発送されるまで）のキャンセル→レンタル料金の100%

但し、発送済みの場合、往復送料全額もご負担となります。

## 【契約の解除】

お客様がレンタル契約に違反された場合、当社は特段の通知・催告なしに契約を解除することができるものとします。

この場合、お客様は直ちに商品を返還しなければなりません。

お客様が解除後もレンタル商品を返還されない場合は返還までの期間についてレンタル料金の1.5倍の金額を使用相当損害金としてお支払い頂きます。

## 【レンタル商品早期返却について】

レンタル商品期間終了前の早期返却については、利用期間内であれば御連絡を頂く必要はございません。レンタル商品がお客様の責任がある事由により、故障・破損・滅失等していた場合についての取り扱いにつきましては、「レンタル商品の故障・破損・滅失等」の項をお読みください。

また期間終了前返却につきましては差額返金もございませんが、違約金も発生いたしません。

## 【レンタル期間終了後の返却】

レンタル商品の返却につきましては、お客様より運送業者へご連絡をいただき、集荷依頼・梱包・商品発送をして頂く必要があります。

ご返却の際の送料は必ずお客様ご負担にてお願い致します。

※着払いでお送り頂いた場合は着払い送料+手数料￥2,000 ご請求させて頂きます。

商品をお送りした梱包の段ボール又は収納ケース等を使用して、梱包してください。

レンタル商品がお客様の責任がある事由により故障・破損・滅失等していた場合についての取り扱いにつきましては、「レンタル商品の故障・破損・滅失等」の項をお読みください。

## 【使用期間延長の取り扱い】

レンタル期間の延長をご希望される場合には、レンタル期間満了の3日前までにお申出ください。  
但し、延長期間は最大1週間とします。

お客様と当社との合意によりレンタル期間が延長された場合には延長料金を申し受けます。

延長料金は、レンタル料金に準じた額とし、延長する期間に応じて当社が算出した料金となります。  
お客様が延長料金を支払期限までにお支払いされた場合にレンタル延長の効力が生じます。

お客様から延長のお申し出やご連絡があつても、延長料金が支払われない場合は、レンタル期間を  
経過したものと致します。

お客様がレンタル期間を経過したにも関わらずレンタル商品を返還されない場合は、返還までの期間、  
レンタル料金の1.5倍の金額を使用相当損害金としてお支払い頂きます。

当社が相当の期間を定めて催告したにも関わらずお客様が催告期限までにレンタル商品を  
返還されなかった場合、当社は、使用相当損害金に加え、  
レンタル商品の代価を請求できるものとします。